

頼朝の征夷大將軍就任をめぐる『平家物語』と『吾妻鏡』

——『吾妻鏡』建久三年七月二十六日条・二十九日条について——

岩田 慎平

一 はじめに

延慶本『平家物語』「康貞関東ヨリ帰洛シテ関東事語申事」^①では、源頼朝が鎌倉に居ながら征夷大將軍に任ぜられ、それを伝える使者が鎌倉で頼朝と対面する逸話が描かれる。また、この記事の内容が『吾妻鏡』建久三年（一一九二）七月二十六日条・二十九日条と似たものであることもよく知られるところである。

頼朝が征夷大將軍に就任したのは建久三年（一一九二）の事実であるから、寿永二年（一一八三）に頼朝が征夷大將軍に就任したとする『平家物語』の記述が虚構であるの言うまでもない。これについて富倉徳治郎氏は、叙述が建久三年まで及ばない『平家物語』において、頼朝の征夷大將軍就任という事件は書き入れらるべき場所がなく、それを入れるのはこしかないという編者の意図が存在したとする^②。また、木曾義仲の征夷大將軍就任（これも実際には「征夷大將軍」であった）^③より先駆けて、頼朝が征夷大將軍に就任したこと、すなわちより正統であったのだというを描きたかったからという指摘もある^④。

この『平家物語』における頼朝の任征夷大將軍と『吾妻鏡』建久三年（一一九二）七月二十六日条・二十九日条については、その先後関係や、それぞれの「原平家」（『平家物語』諸本が成立する以前の材料となったもの）との関係など、論者により評価が分かれている。

福田豊彦氏・服部幸造氏は、この創作が読み本系・語り本系を問わぬ諸本共通の虚構であるとして、「原平家」以来のものであるとする。この虚構創出にあたって、建久三年の任征夷大將軍の記録（主に都の記録）が参照されたと考えられるとする。建久三年の事実をもとにして、『吾妻鏡』や『平家物語』の記述が創作されたというのである。

一方、平田俊春氏は寿永二年（一一八三）に行われた二度の中原康定の関東下向を、初回の一度にまとめて、かつそれを頼朝の任征夷大將軍を示す院宣を伝えるものという形で再構成し、『平家物語』における頼朝の任征夷大將軍の記事が作られたとする^⑤。平田氏はまた、『吾妻鏡』建久三年（一一九二）七月二十六日条・二十九日条が「原平家」を材料とし、その「原平家」は中原康定の関東下向の記録や『吉記』などに依っていたと考えられるとする。すなわち、寿永二年の事実をもとにして、『平家物語』や『吾妻鏡』の記述が、いわば兄弟関係の形でそれぞれ生み出されたというのである。

また、文献史学の立場からこれらの記事を詳細に取り上げた上横手雅敬氏も次のように指摘している。①延慶本『平家物語』と『源平盛衰記』は、中原康定の帰洛を寿永二年（一一八三）九月二十七日とするが、これは『玉葉』寿永二年（一一八三）十月一日条で、頼朝のもとに派遣した「院庁官」が「此両三日以前」に帰洛したことと符合する、②『延慶本』に記される頼朝の奏請内容（神社仏寺、近年以来、仏性ノ灯油闕キタルガ如

シ。寺社領等、本ノ如ク本所ニ返シ付ケラルベキカ。王侯卿相已下ノ領、平家ノ輩多ク押領スト云々。早ク聖日ノ恩詔ヲ下サレテ、愁霧ノ鬱念ヲ払ハルベキカ。平家ノ党類カ、縦ヒ科息有リト雖モ、若シ過ヲ悔イ、徳ニ帰セバ、忽チニ斬刑ニ行ハルベカラザルカ」が、『玉葉』寿永二年（一一八三）十月二日条に記された「頼朝所申之三ヶ条事」の内容と一致するため、①・②より、『吾妻鏡』建久三年七月二十六日条と類似する「康貞関東ヨリ帰洛シテ関東事語申事」のうち、『平家物語』独自の部分は、寿永二年八月頃、中原康定が後白河院の使者としてはじめて鎌倉に下ったさいの状況を記したものととして、きわめて信憑度の高いものであることが明らかで、これを、頼朝の征夷大將軍就任に関するものとした点だけが、物語の虚構であるとされた。これらの記述は、「おそらくは、いまは失われているが、何らかの正確な記録に基づいて記されたものであろう。」とする。また、『吾妻鏡』建久三年七月二十六日条と「康貞関東ヨリ帰洛シテ関東事語申事」のうち、『吾妻鏡』・『平家物語』で共通する箇所について、「頼朝の征夷大將軍就任に関する慥かな記録が、『吾妻鏡』編纂当時には存在しなかつたため、寿永二年八月のさいの記録を、『吾妻鏡』が建久三年の記事として借用したとは考えられないだろうか。」としたうえで、『吾妻鏡』建久三年七月二十六日条も『平家物語』と同様に、寿永二年八月の記録をもとにして作られたものと見ることができるとする。すなわち、上横手氏も平田氏と同様に、寿永二年八月の記録にもとづく「原平家」から、『平家物語』・『吾妻鏡』それぞれが派生したと評価しているといえよう。また、「頼朝の征夷大將軍就任に関する慥かな記録が、『吾妻鏡』編纂当時には存在しなかつた」というのも重要な指摘である。

先行研究¹³を通過するに、この場合のいわゆる「原平家」が建久三年と寿永二年のいずれの記録であるのか、そしてそれが『吾妻鏡』と『平家物語』それぞれに兄弟関係の形で参照されたのか、あるいは「原平家」

——『吾妻鏡』——『平家物語』などのように直系関係の形で参照されたのか、いまだ確言を得てはいないようである。また、記述の類似性にもかかわらず、『吾妻鏡』に「原平家」のみならず『平家物語』そのものが参照された可能性を追究する傾向はみられない。

さらに、『平家物語』における頼朝の征夷大將軍就任記事については、『吾妻鏡』建久三年（一一九二）七月二十六日条・二十九日条との比較に主な関心が向けられており、当該箇所における『平家物語』諸本の比較にはさほど注意が払われていなかったようである。後述するようにこの箇所は『平家物語』諸本においても異同が存在するため、その検討も必要ではないかと考えられるのである。

ところで、『吾妻鏡』にはもちろんのこと、年次を偽ってまで『平家物語』にも収録されている源頼朝の征夷大將軍就任について北村拓氏は、そもそも建久三年（一一九二）当時にその就任の事実自体は重視されていなかったと指摘している。また、『平家物語』でも征夷大將軍は頼朝に特化されるべき唯一絶対的な権威として必ずしも意識されていないとする櫻井陽子氏の指摘も、これに共通するものである。このような「征夷大將軍観」に関する指摘にもかかわらず、『平家物語』にも『吾妻鏡』にも頼朝の征夷大將軍就任が描かれているのは、それが事実の単純な描写ではなく、やはり鎌倉幕府における画期として明示するという編纂者の意図を読み取るべきであろう。とりわけ、鎌倉幕府の歴史を語る『吾妻鏡』の意図的な叙述についても、近年は国文学的な手法による分析・検討が進んでいる¹⁶。このような状況に照らせば、頼朝の征夷大將軍就任が建久三年（一一九二）の事実であることとは別に、『吾妻鏡』における頼朝の征夷大將軍就任の記事の意義は改めて問われねばならないだろうし、その記事をめぐる（「原平家」を含む）『平家物語』と『吾妻鏡』との先後関係にも再考の余地があるように思われる。

そこで本稿では、『吾妻鏡』建久三年（一一九二）七月二十六日条・二十九日条と『平家物語』「康貞関東ヨリ帰洛シテ関東事語申事」を取り上げて、諸本の叙述を比較してみたいと思う。具体的には、『吾妻鏡』にも『平家物語』にも勅使と直接遣り取りをする役割でもって描かれる三浦義澄の名調に注目する。この箇所には『平家物語』諸本および『吾妻鏡』で若干の差違が存在するからである。その名調に注目した上で、諸本の先後関係を考察してみたい。併せて、頼朝の征夷大將軍就任を伝える鎌倉側の記録の有無とその意味についても考えてみたい。

二 『吾妻鏡』の頼朝任征夷大將軍記事の検討

（一）勅使派遣と「三浦介」の名調について

行論の都合上、まずは『吾妻鏡』建久三年（一一九二）七月二十六日条・二十九日条と、つづけて『平家物語』（延慶本^⑮）を掲出する。

『吾妻鏡』建久三年（一一九二）七月二十六日・二十九日条

廿六日丙申、勅使序官肥後介中原景良、同康定等参着、所持参征夷大將軍除書也、兩人（各着衣冠、）任例列立于鶴岡廟庭、以使者可進除書之由申之、被遣三浦義澄、々々相具比企右衛門尉能員、和田三郎宗実、并郎従十人、（各甲冑、）詣宮寺、請取彼状、景良等問名字之処、介除書未到之間、三浦次郎之由名謁畢、則帰参、幕下（御束帶、）予出御西廊、義澄捧持除書、膝行而進之、千万人中、義澄応此役、面目絶妙也、亡父義明献命於將軍訖、其勲功雖翦鬚、難酬于没後、仍被抽賞子葉云々、除書云、

右少史三善仲康 内舍人橋実俊

中宮権少進平知家 宮内少丞藤原定頼
大膳進源兼元 大和守大中臣宣長

河内守小槻広房（辞左大史、任）尾張守藤原忠明（元伯耆守）

遠江守藤原朝房（元陸奥守）近江守平棟範

陸奥守源師信 伯耆守藤原宗信（元近江、）

加賀守源雅家 若狭守藤原保家（元安房）

石見守藤原経成 長門守藤原信定

対馬守源高行 左近将監俊実

左衛門少志惟宗景弘 右馬允宮道式俊

建久三年七月十二日

征夷使 大將軍源頼朝

従五位下源信友

左衛門督（通親）参陣 参議兼忠卿書之、

將軍事、本自雖被懸御意、于今不令達之給、而 法皇崩御之後、朝

政初度、殊有沙汰被任之間、故以及勅使云々、又為知家沙汰、点武

藏守亭、招 勅使、経営云々、

廿九日己亥、景良、康定帰洛、先是従將軍家、馬十三疋、桑糸百十

疋、越布千端、紺藍摺布百端、令餞送之給云々、朝光為使節、

『平家物語』（延慶本^⑮）卷八（第四）

十五 兵衛佐征夷將軍の宣旨を蒙る事

兵衛佐頼朝ハ、輒ク都へ登リ難カルベシトテ、鎌倉ニ居ナガラ、征夷將軍ノ宣旨ヲ蒙ル。其ノ状ニ云ハク、

左弁官下 五畿内諸国

応為源頼朝朝臣

五畿内・東海・東山・北陸・山陰・南海・西海征夷將軍事

使（左史生中原康定、右史生同景家）

右、左大臣藤原朝臣兼実宣、奉 勅、從四位下行前右兵衛佐源頼朝朝臣、可令為征夷將軍者、宣令承知、依宣行之、

寿永二年八月日 左大史小槻宿禰

左大弁藤原朝臣（在判）

トゾ書カレタリケル。御使ハ序官左史生中原康定トゾ聞ヘシ。

十六 康貞関東ヨリ帰洛シテ関東事語申事

同九月四日、鎌倉ヘ下リ着テ、兵衛佐ニ院宣ヲ奉リ、勅定ノ趣ヲ仰セ含メテ、兵衛佐ノ御返事ヲ取りテ、廿七日上洛シテ、院御所ノ御壺ニ参リテ、関東ノ有様ヲ委シク申ケリ。兵衛佐申サレ候ヒシハ、『頼朝ハ、勅勘ヲ蒙ルト雖モ、翻リテ御使ヲ奉リテ、朝敵ヲ退ケ武勇ノ名譽長シタルニヨテツナリ。忝ナクモ居ナガラ征夷將軍ノ宣旨ヲ蒙ル。勅勘ノ身ニテ、直ニ宣旨ヲ請ケ取り奉ル事、其ノ恐レアリ。若宮ニテ請ケ取り奉ルベシ』ト候ヒシカバ、康定、若宮ノ社壇ヘ参向仕リ候ヒヌ。康定ハ、雑色男ニ宣旨ノ袋懸ケサセテ、家ノ子五人、郎等十人具シテ候ヒキ。若宮ト申シ候フハ、鶴岡ト申ス所ニ八幡ヲ移シ奉リテ候フガ、地形石清水ニ相似テ候フ。其二宿院アリ。四面ノ廻廊有リ。造道十余丁、見下シタリ。『サテ、宣旨ヲバ誰シ（テ）カ請ケ取り奉ルベキゾ』ト評定候ヒケリ。『三浦介義澄ニテ、請ケ取り奉ルベシ』ト定メラレ候ヒニケリ。彼ノ義澄ハ、東八ヶ国第一ノ弓取三浦平太郎為繼トテ、柏原天皇ノ御末ニテ候フナル上、父大介義明、君ノ為ニ御命ヲ捨テタル者ニテアリ。義明ガ黄泉ノ冥闇ヲモ照サムガタメ也。

義澄ハ、家子二人、郎等十人具シテ候ヒキ。家ノ子二人、内一人ハ比企藤四郎能員、一人ハ和田三郎宗実ト申ス者ニテ候フ。郎等十人ヲバ大名一人ツツシテ出デ立候ヒケリ。已上十二人ハ皆甲^{かぶと}。義澄

ハ赤威ノ胄^{まろ}ニ、甲^{かぶと}ヲバキ候ハズ。弓脇ニハサムデ、右ノ膝ヲツキ、左ノヒザヲ立テテ、宣旨ヲ請ケ取りマキヒラセント仕ル。

宣旨ヲ蘿箱ノ蓋ニ、康定、入マキラセ候フトテ、『抑、御使ハ誰人ニテオハシ候フゾ』ト尋ネ申シテ候ヒシカバ、『三浦介』トハ名ノリ候ハデ、『三浦荒次郎義澄』トナノリ候ヒテ、宣旨ヲ請ケ取りマキラセテ後、良久シク候ヒテ、蘿箱ノ蓋ニハ砂金百兩入レラレテ返サレ候ヒヌ。拜殿ニ紫縁ノ畳ヲ二帖敷キテ、康定ヲ居エサセ候ヒテ、高杯ニ肴二種シテ酒ヲススメ候フ。齋院次官親能、倍膳ニ立チテ、五位一人役送ヲ勤メ候フ。肴ニ馬引カレ候ヒシニ、大宮ノ侍ノ一臈ニテ候ヒシ公藤左衛門尉資経一人シテ是引キ候ヒヌ。其ノ日ハ兵衛佐ノ館ヘハ請ジ候ハズ。五間ナル萱ノ屋ヲシツラヒテ、椀飯豊カニシテ、厚絹二領、小袖十重、長櫃ニ入レテ置キ、上品ノ絹百疋、次ノ百疋、白布百端、紺藍摺百端、積ミテ候ヒキ。馬十三疋送り候ヒシ中ニ、三疋ニハ鞍置テ候ヒキ。

（中略）

又院宣ノ請文ニハ、『去ヌル八月七日ノ院宣、今月四日到来。仰セ下サルル旨、跪キテ以テ請クル所、件ノ如シ。抑モ院宣の旨趣ニ就キテ、情奸臣ノ滅亡ヲ思フニ、是偏ヘニ明神ノ冥罰也。更ニ頼朝ノ功力ニ非ズ。勸賞ノ間ノ事、只觀念ノ趣足りヌベシ』トゾ載セタリケル。礼紙ニハ、『神社仏寺、近年以来、仏性ノ灯油闕キタルガ如シ。寺社領等、本ノ如ク本所ニ返シ付ケラルベキカ。王侯卿相已下ノ領、平家ノ輩多ク押領スト云々。早く聖日ノ恩詔ヲ下サレテ、愁霧ノ鬱念ヲ払ハルベキカ。平家ノ党類カ、縦ヒ科怠有リト雖モ、若シ過ヲ悔イ、徳ニ帰セバ、忽チニ斬刑ニ行ハルベカラザルカ』トゾ申シタリケル。

『吾妻鏡』と『平家物語』（延慶本）の記述について、三浦義澄に関する部分を中心に比較してみても、多くの共通点に気付く。

- ①院庁官康定（中原康定）が使者として鎌倉へ派遣される。
- ②使者は、鶴岡八幡宮で御家人と対面し、頼朝の征夷大將軍就任を伝える文書を受ける。
- ③御家人は三浦義澄以下、比企能員、和田宗実ら。とくに三浦義澄は、父義明の功績に報いるため選ばれた。
- ④使者は御家人の名を問うが、義澄は「三浦介」とは名乗らずに「三浦次郎（荒次郎）」と名乗る。
- ⑤使者は頼朝から多くの引き出物を受け取る。

これらの共通点だけを見ても、『吾妻鏡』と『平家物語』はいずれかがいずれかを模倣したことは明らかであろう。ではそのことについてもう少し踏み込んだ検討はできないだろうか。

次に、④で挙げた三浦義澄が「三浦介」と名乗らない理由に注目してみたい。比較のため、流布本の当該箇所も挙げる。

『平家物語』（流布本） 卷八「征夷大將軍院宣」

左史生申しけるは、只今院宣請取り奉らんとするは、誰人ぞ名乗り給へと云ひければ、兵衛佐の佐の字にや恐れけん、三浦介とは不名乗して、本名三浦荒次郎義澄とこそ名乗つたれ。院宣をば蘭箱に被入たり、兵衛佐殿に奉る。

三浦義澄の名調について、まず延慶本は「三浦介」トハ名ノリ候ハデ、『三浦荒次郎義澄』トナノリ候ヒテ」とあるのみで、義澄がなぜ「三浦介」を称しなかったのかについてはとくに述べられていない。煩瑣を避けるため諸本の提示は省略するが、『延慶本』のほか、『長門本』、『中

院本』、『源平盛衰記』、『源平闘諍録』などの読み本系、および『百二十句本（京都本）』の当該部分は、

「三浦介」とは名乗らずに、『三浦荒次郎義澄』と名乗る」

という形で、ほぼ共通した記述となっている。

一方、つづいて引用した流布本と、『百二十句本（国会図書館本）』ではそれぞれ当該箇所が「兵衛佐の佐の字にや恐れけん、三浦介とは不名乗して、本名三浦荒次郎義澄とこそ名乗つたれ」（『流布本』）、「兵衛佐の『佐』の字にやおそれけん、『三浦の介』とは名のらで、『三浦の荒次郎義澄』とこそ名のりけれ」（『百二十句本（国会図書館本）』）とあり、それぞれ

「三浦介」の『介』が、『兵衛佐（頼朝）』の『佐』と音が重なるため、それを憚つた」

とする説明が施されているのである。

この説明は、文字に起こせば容易に判別できる「介」と「佐」の音が共通していることからなされたものであり、音声を中心に鑑賞する語り本系ならではの叙述であるともいえよう。

また、頼朝のことを「佐殿」と呼ぶ例は『吾妻鏡』には皆無であることからみても、この説明が『吾妻鏡』の編纂以前、ましてや頼朝存生中に流通していたと考えるのは難しい。

すなわち、延慶本をはじめとする諸本と、流布本・百二十句本（国会図書館本）とを比較してみると、当該記事の三浦義澄の名調において「三浦介と名乗らない理由」の説明は、時代が下ってから追加されたものである可能性が高いと考えられるのである。

このことを踏まえて『吾妻鏡』建久三年（一一九二）七月二十六日条を参照すると、当該箇所は「介除書未到之間、三浦次郎之由名調畢」とあって、「三浦介と名乗らない理由」の説明がなされているのである。

「介」に任ずる除目が届いていないためであるからというが、「三浦介」の「介」は相模国の最有力在庁官人であることを示すものであつて、もともと除目など発せられないはずである。²³『吾妻鏡』編者がそれを認識していなかったのも大いに不審であるが、ここではひとまず、『平家物語』諸本の比較から推測するに、後から追加された可能性が高い。「三浦介と名乗らない理由」の説明が施されているという事実を重視したいと思う。それはすなわち、『吾妻鏡』の当該箇所が、先行する『平家物語』の読み本系を参照した可能性が高いことを示している。²⁴

日下力氏は、『吾妻鏡』と『平家物語』は齟齬する記述も多いとしながらも、「延慶本に類する『平家物語』が、『吾妻鏡』の編述の一部史料として利用されたのでは」と推量されるとするが、さきほど「介除書未到之間、三浦次郎之由名調畢」の記述に注目して指摘した可能性はまさにこのことを裏付けるものであるといえる。

この可能性を後押しする記事が『吾妻鏡』にはある。

頼朝の征夷大將軍就任を記した有名な条文の存在にもかかわらず、頼朝の征夷大將軍就任当時の状況を伝える記録が幕府側に残っていないことが示す記述が『吾妻鏡』に見えるのである。建長四年（一二五二）、宗尊親王の將軍補任を伝える官使が派遣されるという報せに接した幕府は、「彼官使下向饗祿事、尋先例可有其沙汰之由」としてその先例を調べよう審議したのだが、二階堂行義と三善康連は「建久記不分明之由」を答申したというのである。²⁵將軍宣下を伝える使者の饗応の様子を知るための「建久記」は、頼朝が征夷大將軍に就任した際の記録に他ならぬ。しかしこれが建長四年（一二五二）の段階で「不分明」であつたとするならば、今日われわれが目にするのできる『吾妻鏡』建久三年七月二十六日条・二十九日条をどのように考えればよいのだろうか。すなわち、われわれが目にする『吾妻鏡』建久三年七月二十六日条・二十九

日条は、何に基づいた記述なのだろうか。

藤本元啓氏は、「建久記不分明」なのはそれがもととなかつたからではないかとする。²⁷また北村拓氏は、頼朝より後の征夷大將軍補任に際して「故に以て勅使に及ぶ」事例はないことから、頼朝のときも実際には勅使派遣が行われなかつた可能性が高いとし、『吾妻鏡』の編纂者は何らかの記録をもとに頼朝の征夷大將軍補任の状況を再現しようとしたという。²⁸さらに北村氏は『吾妻鏡』建久三年七月二十六日条・二十九日条の検討を通じて、同日条の除目の記述が同時代の類例と比較して人名の配列等に不審があると指摘している。²⁹同日条における聞書の日付以前の部分は大筋で信用できるが、聞書の体裁を採りながらも頼朝の部分だけは召名の形式が紛れ込んでいるからだといっているのである。

ただしその「征夷使 大將軍源頼朝」の箇所は、『三槐荒涼拔書要』³⁰にも

今夜被行小除目

征夷使大將軍源頼朝

とあることと一致するから、除目全体の配置は不審でも、「征夷使 大將軍源頼朝」の記述自体は信用が置けるといえよう。つまり、『吾妻鏡』建久三年七月二十六日条・二十九日条には確かな史料も用いられたと見られる一方で、様々な史料を寄せ集めるなどの操作がなされていたようなのである。

頼朝の征夷大將軍就任を伝えるべき記録が建長四年の時点で不明となつていたこと、さらにさきほど比較した『吾妻鏡』と『平家物語』の頼朝の征夷大將軍就任記事とを考え合わせてみるならば、『吾妻鏡』建久三年（一一九二）七月二十六日条・二十九日条は、『吾妻鏡』編纂時に頼朝の征夷大將軍就任に関する幕府側の史料がなかつたのを、『平家物語』の読み本系から流用して再構成したのではないだろうか。

すなわち、『平家物語』の諸本を比較するに、「三浦介とは名乗らで」が原型で、そこに『吾妻鏡』が「介除書未到之間」の説明を、『流布本』と『百二十句本(国会図書館本)』が「兵衛佐の佐の字にやおそれけん」の説明を、それぞれ追加したとみられる。このように考えることで、①『吾妻鏡』における「建久記不分明」という記述と、②『吾妻鏡』と『平家物語』の頼朝の征夷大將軍就任記事の類似、さらに③三浦義澄の名謂箇所⁵³の異同等といった諸条件が整合的に理解できると思われる。

またこのことから、少なくとも「康貞関東ヨリ帰洛シテ関東事語申事」の箇所における「原平家」と『平家物語』諸本、『吾妻鏡』の先後関係は、

「原平家」―『平家物語』(読み本系)―『吾妻鏡』及び『平家物語』(語り本系)

という順で想定することが可能である。『吾妻鏡』よりも先に、その前提となる形で読み本系の『平家物語』が成立していたとみられ、なんとすれば、『吾妻鏡』は読み本系の『平家物語』とその叙述が織りなす史観の影響を受けた、最も初期の文献であるとすらいえるのではないだろうか。

(二) 頼朝の任征夷大將軍記事の必要性

前項では、『吾妻鏡』の頼朝任征夷大將軍の記述が、読み本系『平家物語』の記述を参照した可能性が高いことを指摘した。それでは、『吾妻鏡』が読み本系『平家物語』を引用してまで頼朝の任征夷大將軍記事の収録にこだわったのはなぜだろうか。

まず確認しておきたいのは、夙に指摘されるように、頼朝の征夷大將軍就任自体に大きな意味はなかったことである。前項で確認した指摘⁵⁴のほかに、征夷大將軍は頼朝自身が望んだものではなく、「大將軍」の要望に対して朝廷で審議・調整した結果が征夷大將軍であったという

経緯はすでに広く知られるところである。⁵⁵御家人たちとの差別化を図って頼朝は「大將軍」号を要求したという指摘もあるが、建久元年(一一九二)には右近衛大将に達した頼朝(源氏將軍家)の家格は充分に御家人たちから隔絶している。さらにこのとき頼朝は後白河院の主導する朝廷を守護する官軍の統率者として唯一の地位を得て、しかもそれを公的に位置付けられており、⁵⁶殊更に御家人たちとの差別化を図るような工作は不要である。頼朝やその周囲にとって征夷大將軍という官職は、常時在京せずとも就任可能であるという以外にはさほど意味がなかった⁵⁷ので、頼朝自身も建久七年(一一九六)頃には辞任しているようなのである。⁵⁸また、頼朝の任征夷大將軍に関する建久三年当時の記録が作成されていたとしても、宗尊親王下向の頃(建長四年(一一五二)四月)には廃忘に任せており、その結果が「建久記不分明」という事態であったと見られる。

にもかかわらず、頼朝の征夷大將軍就任を記す『吾妻鏡』建久三年七月二十六日条・二十九日条は『平家物語』との類似が強く表れている箇所であって、このような類似箇所は日下力氏によれば、共通の素材による結果と考えられ⁵⁹ないが、いずれも物語作者が、ある種の思い入れと共に虚構を弄したと思われるのだ⁶⁰という。ならば、そこに何らかの強い意図、すなわち頼朝の征夷大將軍就任をやはり強調しておきたいという意図を察することができる。

頼朝の征夷大將軍就任は建久三年(一一九二)の事実であるから、これに関する記事が(たとえ多少の脚色が施されていたとしても)『吾妻鏡』に記されるのはいわば当然である。

しかし平家滅亡までしか扱わない『平家物語』が、この出来事を収録するために事実⁶¹に反してまで寿永二年のこととして記している⁶²のは、意図的な操作として読み取ることができる。そして、かくも恣意的な『平家物語』の記述を参照してまで『吾妻鏡』が頼朝の任征夷大將軍

の記事の収録に拘ったというのならば、当然のことながら、編纂の時点で「鎌倉殿Ⅱ征夷大將軍」とする認識がかなり定着し、頼朝は初代の鎌倉殿として、その地位を象徴する征夷大將軍への就任を描くのだとする明確な意図があったのではないだろうか。

「鎌倉殿Ⅱ征夷大將軍」とする認識がいつ頃までに定着し、それがどのように『吾妻鏡』に取り込まれたのかを特定することは難しいが、たとえば、幕府御家人を国家守護権に結びつけて定義される寛喜三年（一二三二）十一月三日「後堀河天皇宣旨」^{④③}においても、御家人を束ねる人物（すなわち鎌倉殿であった九条頼経）のことは、「左近衛権中将藤原頼経朝臣」と記されており、彼がこのとき征夷大將軍でもあったことを文言から窺い知ることはできない。このことは、頼朝の任征夷大將軍以前に発令された建久二年の「後鳥羽天皇宣旨」^{④④}の形式が踏まえられた結果なのかもしれないが、ともあれ九条頼経將軍期であっても、殊更に「鎌倉殿Ⅱ征夷大將軍」と広く認知されていたとは見なしがたい。

あるいは、さらに時代が下った北条時宗執権期に、惟康親王を「征夷大將軍源惟康」として推戴するといった、一種の「征夷大將軍観」の高揚^{④⑤}なども、「鎌倉殿Ⅱ征夷大將軍」とする認識の拡大・定着に影響したのだと考えることもできよう。

また、前項の考察を踏まえるならば、『吾妻鏡』は『平家物語』の影響を受けて成立した最も初期の文献であるとみられる。そのなかで幕府を構成する諸御家人の家伝を統合する存在として位置付けられる頼朝^{④⑥}のことは、史実以上の形で明確に荘厳しておきたいという意図が働いたとも考えられる。ならば、源氏將軍家が勝利を得て祝ぎを受ける（具体的には頼朝が征夷大將軍に就任する）という記事は、是非とも明記したかったものであっただろう。

憶測を重ねることになったが、『吾妻鏡』編纂時までに「鎌倉殿Ⅱ征夷

大將軍」であり頼朝こそがその初代であったのだという認識が定着していくなかで、その頼朝がはじめて征夷大將軍に就任したことを記す『平家物語』の記述が作成されたと見られる。物語自体は内乱の最中を描くものであるため、この記事自体は寿永二年（一一八三）のこととして、その年に実際に行われた頼朝と後白河院との折衝（院庁官中原康定らが担当した、頼朝の本位復帰などについての交渉）に関する記録なども用いられて創作されたのだが、その記事を建久三年（一一九二）の征夷大將軍就任時の記事としてさらに微調整し、『吾妻鏡』が取り込んだのであろう。

三 おわりに

おそらく三度、後白河院の使者である中原康定が鎌倉に派遣されたことは、『百鍊抄』、『吉記』、『玉葉』の寿永二年（一一八三）七月～十一月頃の記述から確認できる。このとき康定が鎌倉に派遣された目的は、頼朝の復位といわゆる「寿永二年十月宣旨」^{④⑦}にまつわる交渉、およびその伝達であったと見られる。この宣旨によって、頼朝は謀叛人の立場を脱し、戦争状態にあった東国の国衙在庁指揮権を後白河院から公認された^{④⑧}といひ、鎌倉幕府成立史における重要な画期と評価される。

しかしこの国衙在庁指揮権も、義仲の威を恐れて北陸道が削除され、東山道も上野・信濃を義仲が知行し、その他の国も頼朝の支配が及ぶ国は僅かであることから、その実効性には疑問が少なくない。^{④⑨}ならば寿永二年の後白河院による使者派遣においては、頼朝の復位（謀叛人からの脱却）の意義こそが注目される。すなわち、「物語としては、征夷大將軍という公の職を命ずることを以て、勅勘が解かれたとしていると解釈すべきであろう」^{④⑩}とする『平家物語』「康貞関東ヨリ帰洛シテ関東事語申事」の構成は、寿永二年当時の頼朝を取り巻く状況をよく反映していたとみ

てよからう。

ただ、その場面に先立って頼朝の征夷大將軍就任とそれを伝える宣旨を掲載したため、本来ならばここに掲出されるべき「寿永二年十月宣旨」は行き場を失い、『平家物語』延慶本の巻八（室山合戦事付諸寺諸山被成宣旨事付平家追討の宣旨の事）に挿入されることとなったのではないだろうか。^⑧

さらにいえば、その後、頼朝は十月宣旨の施行の名目で軍勢を西に向けることが可能となり、義経らを京都に派遣する。^⑨その延長線上に義仲の追討に成功するわけであり、『平家物語』の構成上で頼朝は、征夷大將軍に任ぜられた後、結果的に、直近の朝敵（義仲）を追討することに成功するわけである。ただし、『平家物語』では、「寿永二年の頼朝の征夷大將軍就任」はそれ以上触れられることもない。

寿永二年（一一八三）七月～十一月頃にかけて三度ほど行われた中原康定の下向を、『平家物語』「康貞関東ヨリ帰洛シテ関東事語申事」では一度にまとめて、それを頼朝に征夷大將軍就任を伝えるものとして描いた。その場面における三浦義澄の名調に注目すると、勅使に対して単に「三浦介とは名乗らで」との記述が先行し（読み本系）、次いで「三浦介」とは名乗らない理由の説明が付加された（流布本系）可能性が高い。

一方、建久三年（一一九二）七月は後白河院が崩じた後であって、「後白河院庁の役人（庁官）である中原康定」が鎌倉に派遣されたとする『吾妻鏡』建久三年（一一九二）七月二十六日条・二十九日条の記述は不自然であるし、他の記録を参看しても同時期に中原康定の活動は追跡できない。当該記事を載せる『吾妻鏡』もまた、独自の脚色・創作・編集の跡が濃厚である。『吾妻鏡』編纂時には頼朝の征夷大將軍就任時（建久三年）の鎌倉の状況を伝える史料が伝来していなかった。そこで先行する『平家物語』（読み本）の記述―頼朝の征夷大將軍就任―を参照し、『吾妻鏡』

が編纂されるときにこれを建久三年七月の記事として取り込んだのであろうというのが本稿の主張である。

『吾妻鏡』と『平家物語』は、頼朝の復位（謀叛人からの脱却）の幕府成立史における画期を踏まえたいうえで、頼朝の征夷大將軍就任（建久三年）をそこに重ね合わせるようにしてそれぞれの物語を作り出している。このことは、『平家物語』や『吾妻鏡』における合戦叙述のように、時空を圧縮することなどによる仮構が、頼朝の征夷大將軍就任の記事においても顕著であることを示している。^⑩

『吾妻鏡』は『平家物語』からさまざまな影響を受けつつ、独自のエピソードも成立させたと見られる。そして、『吾妻鏡』建久三年七月二十六日・二十九日条は、「鎌倉殿に征夷大將軍」とする認識が定着して以降の創作とみられる。

注

- ① なお、この題名や記述内容は、他の箇所と同様に諸本によって若干異なる（頼朝征夷將軍宣旨事〈長門本〉、「使ひ康貞頼朝に院宣を給ふ事」〈關諍録〉、「征夷將軍院宣」〈流布本〉など）。
- ② 櫻井陽子「頼朝の征夷大將軍任官をめぐって―『三槐荒涼拔書要』の翻刻と紹介―」『平家物語』本文考』汲古書院、二〇一三年二月（初出は『明月記研究』九、二〇〇四年十二月）。
- ③ 富倉徳治郎『平家物語全注釈中巻』角川書店、一九六七年五月。
- ④ 櫻井氏、注②前掲。
- ⑤ 延慶本平家物語注釈の会編『延慶本平家物語全注釈 第四（巻八）』汲古書院、二〇一四年五月。
- ⑥ 福田豊彦・服部幸造全注釈『源平闘諍録（下）』講談社学術文庫、二〇〇〇年三月。
- ⑦ 実際には三度行われたとみられる。
- ⑧ 平田俊春『平家物語の批判的研究』国書刊行会、一九九〇年六月。

- ⑨ 上横手雅敬『平家物語の虚構と真実〈下〉』塙新書、一九八五年十一月（初出は一九七三年）。
- ⑩ 『玉葉』寿永二年（一一八三）十月一日条。
- ⑪ 一日壬辰、天陰雨下、昼間天晴、及晚風吹、伝聞、先日所遣頼朝許之院庁官、此兩三日以前帰参、与巨多之引出物云々、頼朝載折紙申三ヶ条事云々、京を出立したのは七月二十八日（『百鍊抄』寿永二年（一一八三）七月二十八日条）。
- ⑫ 『玉葉』寿永二年（一一八三）十月二日条。
- 二日癸巳、朝間天陰、午後雲晴、或人云、頼朝所申之三ヶ条事、一は、平家所押領之神社仏寺領、慥如本可付本社本寺之由、可被下宣旨、平氏滅亡為仏神之加護之故也云々、一は、院宮諸家領、同平氏多以虜掠云々、是又如本返給本主、可被休人怨云々、一は、帰降参来之武士等、各有其罪、不可被行斬罪、其故何者、頼朝昔雖為勅勘之身、依全身命、今当伐君御敵之任、今又落参輩之中、自無如此之類哉、仍以身思之、雖為敵軍、於帰降之輩、寛宥罪科、可令存身命云々、此三ヶ条、載折紙言上云々、一々之申状、不斉義仲等歟、御即位之間、人々申状、去夜返遣親經之許、返事今日到来、可用紫宸殿之由、有院宣、而依方角事、其沙汰未切云々、伝聞、今年可有五節云々、即位以前五節久寿例（二条院）云々、
- ⑬ このほか五味文彦氏は、建久三年前後の『吾妻鏡』が幕府吏僚である二階堂行政の記録に依拠したものであることを指摘している（五味文彦『増補 吾妻鏡の方法』吉川弘文館、二〇〇〇年十一月）。しかし、建久三年（一一九二）七月二十六日条・二十九日条について具体的に言及しているわけではない。
- ⑭ 北村拓「鎌倉幕府征夷大將軍の補任について」（今江廣道編『中世の史料と制度』続群書類従完成会、二〇〇五年六月）。なお、この指摘は櫻井氏、注②前掲以前のものである。
- ⑮ 櫻井陽子「征夷大將軍任官をめぐる物語」『平家物語』本文考』汲古書院、二〇一三年二月、初出は「『平家物語』の征夷大將軍院宣をめぐる物語」（佐伯真一編『中世の軍記物語と歴史叙述』竹林舎、二〇一一年四月）。
- ⑯ 五味氏、注⑬前掲。數本勝治「『吾妻鏡』における〈歴史〉構築の一方——野木宮合戦記事を中心に——」『国語と国文学』第九一卷第九号（通巻
- 一〇九〇号）、二〇一四年九月。同『吾妻鏡』における貴種流離譚としての幕府草創叙述』『灘中学校・灘高等学校 教育研究紀要』第六号、二〇一六年三月。同『吾妻鏡』冒頭部の構成とレトリック』『紫苑』第一四号、二〇一六年三月。同「奥州合戦再読——『吾妻鏡』における〈歴史〉構築の一方——」『古代文化』第六八巻第一号（通巻第六〇四号）、二〇一六年六月、など。
- ⑰ 『新訂増補国史大系（普及版）』第十一刷、吉川弘文館、一九九二年三月。適宜、常用漢字に改め、傍線を付した。◇は割書。
- ⑱ 麻原美子・佐藤智広・小川栄一・小井土守敏・大倉浩編『平家物語長門本・延慶本対照本文』（勉誠出版、二〇一一年三月）の积文を参照し、適宜、常用漢字に改め、傍線を付した。
- ⑲ 注⑱と併せて、延慶本平家物語注积の会編『延慶本平家物語全注积 第四（巻八）』（汲古書院、二〇一四年五月）の三浦義澄の名詁の箇所も参照した。
- ⑳ 梶原正昭校注『平家物語』桜楓社、一九七七年三月。適宜傍線を付した。
- ㉑ 水原一校注『平家物語 中』新潮社、一九八〇年四月。
- ㉒ 「兵衛佐殿」ならば数例存在する。
- ㉓ 泉谷康夫氏は、受領国司の権限が強化された国衙において、目代指揮下の在庁官人が「掾」や「介」を称するのは、受領国司によって補任された在国司職であろうという（泉谷康夫「受領国司と任用国司」『日本中世社会成立史の研究』高科書店、一九九二年十二月、初出は一九七四年九月）。また、峰岸純夫氏はこの「三浦介」が除目によって補任されたものではなく、勅使の前で自ら称することはできない一国内で流通する称号であるという（峰岸純夫「治承・寿永内乱期の東国における在庁官人の「介」」『日本中世の社会構成・階級と身分』校倉書房、二〇一〇年一月、初出は一九八八年二月）。ただし、在庁官人とみられる人物が除目で「介」に任命された例も内乱期には存在する（『吉記』治承五年三月二十六日条の「遠江介藤宗信〈大宮国替〉」。勅使河原拓也「治承・寿永内乱後の東海地域における鎌倉幕府の支配体制形成——頼朝上洛に着目して——」『年報中世史研究』四二、二〇一七年五月）。

しかし三浦義澄の「三浦介」についていえば、その前後の代においても除目の事実を他の史料で裏づけることはできない。それは同時代の人々の間では周知のことであろうから、「介除書未到之間」という理由付けはいかにも奇異である。すなわち、この理由付けが編纂時に「後付け」されたものであるという推測を導く。

②④ なお、『吾妻鏡』建久三年（一一九二）七月二十六日条について、吉川本は以下の通りである（高橋秀樹「三浦氏の成立と伝説化」〔三浦一族の研究〕吉川弘文館、二〇一六年六月、初出は二〇〇三年三月）。

廿六日丙申、勅使庁官肥後介中原景良、同康定等参着、所持参征夷大將軍除書也、兩人（各着衣冠）任例列立于鶴岡廟庭、以使者可進除書之由申之、被遣三浦義澄、々々相具比企左衛門尉能員、和田三郎宗実并郎従十人、（各甲冑）詣宮寺、請取彼状、景良等除書未到之間、問名字之処、三浦次郎之由名調畢、

（※傍線は引用者）

本稿の論旨に即したところでいえば、三浦義澄の名調に「三浦介」の文言がないという点が目を引く。

北条本は前掲したとおりで、島津本・毛利本もそれに共通しているから、『平家物語』諸本や吉川本以外の『吾妻鏡』は、この箇所に「三浦介」を名乗らない説明が入るか入らないかという違いはあれど、「三浦介」とは名乗らずに、三浦荒次郎義澄と名乗る」の形で共通している。つまり、『平家物語』や『吾妻鏡』の諸本は三浦義澄の登場に併せて「三浦介」を提示しているのに対して、吉川本だけがそれを除外しており、その点において、吉川本の記述だけが孤立しているように見えるのである。

また、傍線部は「鶴岡廟庭に列立する景良・康定のもとに別の使者が除書を持ってきて、それを三浦義澄に与える」という手筈であるように読むこともできなくはないが、難読であり不審である。

いずれにせよ、吉川本『吾妻鏡』の建久三年七月二十六日条に「三浦介」の文言がないことは『吾妻鏡』の史料論の上でも問題の一つとなりそうだが、後考を期することにして本稿ではこれ以上踏み込まないこととする。

②⑤ 日下力「軍記物語の生成と展開」『平家物語の誕生』岩波書店、二〇〇一

頼朝の征夷大將軍就任をめぐる『平家物語』と『吾妻鏡』

年四月。

②⑥ 『吾妻鏡』建長四年（一一五二）四月五日条（本文は注②⑧に掲出）。

②⑦ 藤本元啓「源頼朝の征夷大將軍補任に関する問題」『軍事史学』第二〇巻第二号（通巻第七八号）、一九八四年九月。

②⑧ 宗尊親王の際には「官使権少允」が派遣されたとあるが、鎌倉に到着したという記事はない。『吾妻鏡』における鎌倉殿の征夷大將軍就任記事は以下の通り。

・源頼家：建仁二年（一一二二）七月二十二日。従二位、征夷大將軍（※鎌倉殿を継いだのは建久十年（一一九九）正月）。

『吾妻鏡』建仁二年（一一二二）八月二日条。

八月大、二日癸酉、京都使者参、去月廿二日左金吾叙従二位、補征夷大將軍給之由申之、

（※「京都使者」は勅使ではなく、在京御家人からの使者）

・源実朝：建仁三年（一一二三）九月七日。従五位下、征夷大將軍（※なお、「関東長者」の用例は本日条のみ）。

『吾妻鏡』建仁三年（一一二三）九月十五日条。

九月大、十五日庚辰、霽、幕下大將軍二男若君（字千幡君）為関東長者、去七日、被下従五位下日記并征夷大將軍宣旨、其状、今日到着于鎌倉云々、

・九条頼経：嘉祿二年（一一二六）正月二十七日。正五位下、右近衛少将、征夷大將軍。

『吾妻鏡』嘉祿二年（一一二六）二月十三日条。

十三日戊戌、佐々木四郎左衛門尉信綱自京都帰参、正月廿七日有將軍宣下、又任右近衛少将、令叙正五位下給、是下名除目之次也云々、其除書等持参之、

・九条頼嗣：寛元二年（一一二四）四月二十八日。従五位下、右近衛少将、征夷大將軍（※頼経は「大殿」に退く）。

『吾妻鏡』寛元二年（一一二四）五月五日条。

五日甲辰、平新左衛門尉盛時自京都馳下、所持参去月廿九日除書也、新冠任右近衛少将、叙従上五位、又令蒙將軍官旨給云々、盛時為此事御使、去月廿二日令進發訖、

・宗尊親王：建長四年（一二五二）四月一日。征夷大將軍（※同日に宗尊親王は鎌倉下着）。

『吾妻鏡』建長四年（一二五二）四月五日条。

五日戊午、（中略）及晩、六波羅（留守）飛脚（小林兵衛尉）到着、是所持參將軍 宣旨案文也、正文来十一日可被請取、官使權少允已可進発云々、奥州、相州被參会、令披見之給、而彼官使下向饗祿事、尋先例可有其沙汰之由、被経評議之処、建久記不分明之由、出羽前司行義、民部大夫康連等申之云々、宣旨状云、

三品宗尊親王

右、被左大臣 宣称、件親王、宜為征夷大將軍、

建長四年四月一日 大外記中原朝臣師兼（奉）

②⑨ 北村氏、注⑭前掲。なお上横手雅敬氏は、寿永二年八月の院使下向の際の記録を『吾妻鏡』が建久三年の記事として借用したとは考えられないだろうかとする（上横手氏、注⑨前掲）。

③⑩ 北村氏、注⑭前掲。

③⑪ 『三槐荒涼拔書要』（国立公文書館蔵、架蔵番号一四五―二五三。櫻井氏、注②前掲）。

建久三七九、頭大藏卿宗頼朝臣為閑白使来曰、前右大将頼朝申改前大将之号、可被仰大將軍之由、仍被問例於大外記師直、大炊頭師尚朝臣之処、勸申旨如此、可賜何号哉者、予申云、惣官、征東大將軍、近例不快（宗盛惣官、義仲征東）、依田村磨例、征夷大將軍可宜歟者、大藏卿同被問別当兼光之処、申云、上將軍、征夷將軍之間、可宜歟之由所申也、予曰、上將軍者漢家有此号、征夷大將軍者本朝有跡之由、上田村磨為吉例、強不可求異朝歟、

同十二日、大藏卿宗頼奉閑白命伝送曰、大將軍号事、依田村磨例可称征夷、而天慶三年以忠文朝臣被任征東將軍之時、被載除目、養和元曆兩度為宣旨、兩様之間、宣下之例殊以不快歟、今度可為除目歟、其条可然者、勸任歟、奏任歟、此三个条、度々外除目并宣下之間事、所見不詳之由、外記官所申也、於天慶例者、為奏任、而今度尚可差別哉、且是天慶忠文、于時四位參議之上、大將軍者、位在三公之下云々、仍尚勸任可宜哉之由、聊有予議歟、予申云、被任征夷大將軍事、今度尤可被行除目、件官可為奏任

歟、天慶例已存之、更不可依本官本位之尊卑、其身雖為四品、被任八省卿之時、為勸任、其身雖為公卿、被任按察使之時、為奏任、忠文依為四位品參議用奏任歟之由、不存者也、有先跡之上、理致如此、但又可在時宜者、去九日、有大將軍号沙汰、予申征夷大將軍宜之由、被用申旨歟、

今夜被行小除目

征夷使大將軍源頼朝

後聞、將軍為勸任云々、大外記師直申云、大外記公忠抄物、觀察使可為勸任之由書之、若准之、可為勸任歟、師尚申云、按察使書勸任之例、有一兩、將軍事、為希代之例、可為勸任歟、先是随形勢申非歟、雖為奏任、別紙何可輕忽哉、只可依旧跡并理也、忠文以奏任被仰了、如何、觀察使者雖參議、官也、已公卿歟、不可守使字歟、按察使例、定誤之、以一兩違例、不可用之、

③⑫ 注⑭・⑮参照。

③⑬ 櫻井氏、注②前掲。

③⑭ 下村周太郎「將軍」と「大將軍」―源頼朝の征夷大將軍任官とその周辺―『歴史評論』六九八、二〇〇八年六月。

③⑮ 高橋富雄「鎌倉幕府と征夷大將軍」『史学雑誌』五七―四、一九四八年四月。上横手雅敬「建久元年の歴史的意義」『鎌倉時代政治史研究』吉川弘文館、一九九一年六月、初出は一九七二年十二月。

③⑯ 建久七年（一一九六）七月発給の政下文には「前右大将家政所下」とあり、以後は殊更に征夷大將軍を称していないため（『肥前青方文書』、『鎌倉遺文』第八五六号）。

③⑰ 日下氏、注②⑤前掲。そのうえで、『吾妻鏡』が『平家物語』に依拠した可能性を否定できないとする。

③⑱ 富倉氏、注③前掲。

③⑲ 『鎌倉遺文』第四二四〇号。

寛喜三年十一月三日 宣旨
（中略）

一 可仰諸国令追討海陸盜賊事

仰、如風聞者、海有白波、山有綠林、海陸之行、共不容易、運漕有煩、委輸難至、以之為業、好之結党之輩、其処之村

民、定無隱歟、其中之渠帥又易知歟、仰諸国司并左近衛權

中將藤原頼経朝臣郎從等、殊尋搜、宜令禁遏、

(以下略)

④0 建久二年(一一九一)三月二十二日「後鳥羽天皇宣旨」(『三代制符』、『鎌倉遺文』第五二三号)。

④1 細川重男「右近衛大将源惟康―得宗専制政治の論理―」『鎌倉北条氏の神話と歴史―権威と権力―』日本史料研究会、二〇〇七年十月、初出は二〇〇二年十月。

④2 藪本氏、注⑬前掲。

④3 『吾妻鏡』は寿永二年の記事が欠落して確認が出来ない。

④4 佐藤進一『鎌倉幕府訴訟制度の研究』岩波書店、一九九三年二月、初出は一九四三年四月。同「幕府論」『日本中世史論集』岩波書店、一九九〇年十二月、初出は一九四九年十月。同「寿永二年十月の宣旨について」『日本中世史論集』岩波書店、一九九〇年十二月、初出は一九五九年七月。

④5 浅香年木『治承・寿永の内乱論序説 北陸の古代と中世2』法政大学出版局、一九八一年十二月。

④6 「寿永二年十月宣旨」の意義については別稿を予定している。

④7 櫻井氏、注⑮前掲。

④8 『平家物語』延慶本所収の「寿永二年十月宣旨」の存在をいち早く指摘したのは上横手雅敬氏(上横手雅敬「寿永二年十月宣旨」『日本中世政治史研究』塙書房、一九七〇年六月)である。また浅香年木氏は、延慶本所

収の「寿永二年十月宣旨」の日付が「十一月九日」である点について、「寿永二年十月宣旨」には十月に作成されたもの(東海・東山・北陸道が適用範囲)と閏十月に作成されたもの(適用範囲から北陸道を削除)の二つがあり、延慶本所収のものは後者の原型に近いとした(浅香氏、注⑮前掲)。浅香氏も指摘するように、延慶本は寿永二年に閏十月が存在することを示しておらず、本来は宣旨の日付も「閏十月九日」とすべきところが「十一月九日」となっている。首肯される見解であるし、さらにいえば、宣旨が本来掲出される場所を離れて挿入される際に、室山合戦の時期に合わせて更に操作が加えられた結果「十一月九日」となった可能性も考えられよう。

④9 東島誠氏は、『玉葉』寿永二年(一一八三)閏十月二十二日条の記述から、伊勢国の「国民等」が「寄事於頼朝之使、切塞鈴鹿山」という挙に出ていることと峻別するため、殊更に「非謀叛之儀」と断った上で義経を派遣したとする(東島誠「都市王権と中世国家―畿外と自己像―」(『公共圏の歴史的創造 江湖の思想へ』東京大学出版会、二〇〇〇年十一月、初出は一九九八年十月)。

⑤0 鈴木彰「合戦空間の創出」(川合康編『平家物語を読む』吉川弘文館、二〇〇九年一月)。藪本氏、注⑮前掲。

(本学文学部非常勤講師)

